

令和7年度幡多クリーンセンター測定分析業務仕様書

1 業務名 令和7年度幡多クリーンセンター測定分析業務

2 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 焼却施設排ガス及びダイオキシン類等測定分析業務

	名称	箇所	回数/年	分析項目	数量	備考				
1	焼却炉排ガス測定	2 炉	2	ガス濃度	4	「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について 環境第95号昭和52年11月4日一部改正衛環第22号平成2年2月1日」				
				窒素酸化物濃度	4					
				硫黄酸化物濃度	4					
				塩化水素濃度	4					
								水銀測定 (粒子状・ガス状)	4	排ガス測定時に行う。
								ダイオキシン類 濃度分析	4	「ダイオキシン類対策特別措置法第28条」
								排ガス 飛灰	4	
								排ガス量測定 (水分、ガス組成)	4	
				CO, O ₂ 濃度 (連続測定)	4					
2	作業環境中 ダイオキシン類 測定分析 (炉前：1F)	1 箇所	2	ダイオキシン類濃度(2検体) ガス状、粒子状を別々に 各1検体として測定	4	労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成13年4月25日厚生労働省労働基準局長通知)				
			2	総粉塵濃度 (A測定10点、B測定1点)	2					
3	作業環境中 ダイオキシン類 測定分析 (集塵灰搬出場：1F) (集塵灰処理場：2F)	2 箇所	1	ダイオキシン類濃度 ガス状と粒子状を合算し 1検体として測定 ※2回目は1回目で算出したD 値を用いて、計算により総 粉塵濃度からダイオキシン類濃 度を求める。	2	労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成13年4月25日厚生労働省労働基準局長通知)				
			2	総粉塵濃度 (A測定5点、B測定1点)	4					
4	水質調査	3 箇所	1	ダイオキシン類濃度分析	3	※採取日等は、組合と協議の上決定する。				
				36項目(水質環境基準)	3					
				・生活環境の保全に関する環境基準(5項目) ・人の健康の保護に関する環境基準(27項目) ・その他(4項目) cod(Mn)、N-ヘキサン抽出物質、総窒素、総リン						

注) ダイオキシン類等業務については、特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の認定事業者が行うものとする。

注) 各種測定及び調査については、気候条件等により組合と協議の上別々に行うこともある。

(2) ごみ質分析業務

ア 分析内容

- ・昭和 52 年 11 月 4 日環整第 94 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知による。
- ・簡易分析は、水分、単位容積重量、種類 6 成分とする。

イ 頻度

- ・年 12 回（内 8 回は簡易分析とし、残り 4 回は灰分、可燃分、高位発熱量、低位発熱量を含めた分析とする）
- ・ごみ採取日は、組合と協議のうえ決定する。

ウ 結果報告

翌月第一営業日に提出。

(3) 溶融スラグ分析業務

名 称	年回数	項 目	数 量
1 有害物質溶出・含有量試験（年 1 回以上） ※溶出 8 項目、含有 8 項目	1 回 （4 月）	カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素、ホウ素	各 1
2 有害物質溶出量試験 ※溶出 6 項目	11 回 （5 月～ 3 月）	カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、フッ素	各 1
3 有害物質含有量試験 ※含有 2 項目	11 回 （5 月～ 3 月）	鉛、ふっ素	各 1

4 報告書

(1) サイズ・部数 A4・正本 1、写本 1

(2) 添付資料

- ア 全報告書 計量証明書
- イ ダイオキシン類濃度測定分析結果報告書
 - ・GC/MS チャート
 - ・現地調査記録表
 - ・分析状況及び資料採取状況写真

5 使用機器付属品及び消耗品

本業務の測定に用いる機器及びそれに付属する一切の付属品、消耗品等、またそれらの運搬に要する費用を含む。

6 事前協議

本業務の測定分析にあたっては、測定日時、測定地点等について、委託者と受託者において十分に協議した上で実施するものとする。

7 守秘義務

本業務の実施により、知り得た分析結果に関しては、守秘義務を負うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。